

入札監理小委員会における審議の結果報告

漂着ごみ対策総合検討業務

漂着ごみ対策総合検討業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年度から民間競争入札による業務を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべき対象公共サービスの質及び水準について

【論点】

サービスの質の確保に当たっては、成果物（報告書）についての都道府県へのアンケートのみとしているが、検討会の運営等業務内容に対応するようにも設定した方がいいのではないか。

都道府県へのアンケートについて、自由意見欄を大きく 1 つだけにしているが、要望を的確に吸い上げたいのであれば、質問項目を複数に分けてそれぞれ記載していただいた方が、次期業務に向けて更に生かせるものになるのではないか。

【対応】

新たに検討会開催の評価を入れることとし、検討会出席者へのアンケートを別紙 2 - 1 のとおり追加した。（資料 1-2、通し番号 4/45 頁、30/45 頁）

別紙 2 を別紙 2 - 2 に改め、アンケート質問 3. の自由意見欄を項目毎に分割した。（資料 1-2、通し番号 4/45 頁、31/45 頁）

2. 業務の実施について

【論点】

新規参入事業者が、多くの人を集めて、7 か所ほぼ同時期に現地調査を行うのは困難ではないか。

【対応】

環境省が入札説明会において必ず下記の説明を行うこととした。

- ・ 環境省がこれまでの調査に協力いただいた地元の協力者のリストを作成し、事業者から要請があれば情報提供すること
- ・ 調査実施時期については 7 か所が一斉に実施するものではなく、それぞれの場所で適切な時期に実施すること

（資料 1-2、通し番号 38/45 頁）

3. 意見募集（パブリックコメント）の結果について

平成 26 年 6 月 23 日から 7 月 7 日まで意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは環境省に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上